

情報 最前線

市役所への
お問い合わせ先

■西条市庁舎
TEL0897-56-5151

■東予総合支所
TEL0898-64-2700

■丹原総合支所
TEL0898-68-7300

■小松総合支所
TEL0898-72-2111

お知らせ



国民健康保険税が年金から特別徴収されます

高齢者医療制度改革の一環として、世帯内の国民健康保険（国保）に加入している人全員が65歳以上75歳未満である世帯の国民健康保険税（国保税）は、原則として平成20年4月の年金受給分から特別徴収（天引き）されます。

■特別徴収の対象者

次の要件すべてを満たす方
○国保に加入している世帯主（納税義務者）

○平成19年10月1日時点において、介護保険料の天引きの対象となる年金を受給している世帯主

○国保税と介護保険料との合計額が年金額の2分の1を超えていない世帯主

■注意事項

平成20年度中に世帯主が75歳になる世帯については、年度途中で徴収方法が変更になるため、平成20年度分の国保税の天引きは行いません（これまでと同じ方法で納めていただきます）。

■特別徴収の方法

年6回の年金受給の際に、年金受給額から国保税が天引きされます。

○仮徴収（4月・6月・8月）

平成19年中の所得が確定するまでは、仮算定された保険税（基本的には平成19年度年税額を6回で割った額）が3回天引きされます。

○本徴収（10月・12月・2月）
平成19年中の所得が確定し

た後、算定された平成20年度年税額から仮徴収額を差し引いた額が3回に分けて天引きされます。

■問合せ

○市庁舎本館市民税課
国保税係

TEL0897-522-1273

○東予総合支所税務課税務第1係、丹原または小松総合支所税務課税務係

国民年金保険料の前納・早割制度をご利用ください

平成20年度の国民年金保険料は、月額1万4410円になります。保険料の納付を口座振替にすると支払いの手間が省けて便利です。さらに、保険料が割り引かれる前納や早割の制度がありますので、ぜひご利用ください。

■保険料の前納制度

保険料を1年分一括して前納すると、割引が受けられます。前納は現金（納付書）または口座振替で行えます。

平成20年度の保険料を1年分一括して前納した場合、現金払いだと年額3070円、口座振替だと年額3620円の割引となります。

■口座振替の早割制度

通常の口座振替は当月保険料の翌月引き落としですが、早割は当月保険料が当月末に引き落とされ、保険料が50円割引となる制度です。

早割を申請すると、翌月末の口座振替にて2カ月分の保険料（従前の保険料と50円割引された保険料）が引き落とされ、その後、毎月の保険料が50円割引となります。

■口座振替の申込方法

年金手帳、金融機関届出印、口座番号が分かるもの（預貯金通帳など）を持って、社会保険事務所、市役所、口座をお持ちの金融機関のいずれかで手続きをしてください。

※口座振替の前納を希望される方は、3月10日（月）までに口座振替で前納されている方は必要ありません。

■問合せ

○新居浜社会保険事務所

TEL0897-351-1300

○市庁舎本館市民課 年金係

TEL0897-521-1383

○東予総合支所市民福祉課市民保険係、丹原または小松総合支所市民福祉課市民生活係

バイクや軽自動車の廃車・譲渡手続きをお忘れなく

軽自動車税は毎年4月1日現在の所有者または使用者に課税されますので、バイクや軽自動車などを廃車、紛失、名義変更、住所変更された方は、3月中に手続きを済ませてください。

■手続きの受付場所

軽自動車検査協会愛媛事務所
TEL089-975-6730

二輪車（125cc超）

四国運輸局愛媛運輸支局
TEL050-5540-2076

原動機付自転車（125cc以下）

○市庁舎本館納税課
納税第1係
TEL0897-521-1278

○東予総合支所税務課税務第2係、丹原または小松総合支所税務課税務係

3月の市税について

19日 国民健康保険税第8期の督促状の発送

※督促状1通につき1000円の督促料と延滞金をいただきます。